No.５

令和７年（１２月）

第４回定例会議案

熊谷市

目　　次

議案番号	議案名	所管課	頁
第１０２号	専決処分の承認を求めることについて （令和７年度熊谷市一般会計補正予算（第４号））	財　政　課	１
第１０３号	専決処分の承認を求めることについて （訴えの提起について）	納　税　課	１０
第１０９号	熊谷市行政組織条例の一部を改正する条例	企　画　課	１３
第１１０号	熊谷市入学準備金貸付条例の一部を改正する条例	教育総務課	１４
第１１１号	熊谷市育英資金貸付に関する条例の一部を改正する条例	教育総務課	１５
第１１２号	熊谷市立文化センター条例の一部を改正する条例	プラネタリウム館	１６
第１１３号	熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	保　育　課	１７
第１１４号	熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例	保　育　課	１９
第１１５号	熊谷市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	職　員　課	２１
第１１６号	工事請負契約の締結についての変更について （熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業建設工事）	こども課	２２
第１１７号	工事請負契約の締結についての変更について （準用河川新星川改修工事）	河　川　課 （契約課）	２３
第１１８号	工事請負契約の締結についての変更について （熊谷市立佐谷田小学校教室棟改修建築工事（１期））	教育総務課 （契約課）	２４
第１１９号	公の施設の指定管理者の指定について （熊谷市立健康スポーツセンター）	健康づくり課	２５
第１２０号	公の施設の指定管理者の指定について （熊谷市立老人憩の家吉岡荘）	長寿いきがい課	２６
第１２１号	公の施設の指定管理者の指定について （熊谷市立障害福祉会館）	障害福祉課	２７
第１２２号	公の施設の指定管理者の指定について （熊谷市立商工会館）	商業観光課	２８
第１２３号	公の施設の指定管理者の指定について （江南総合公園）	公園緑地課	２９

第１２４号	公の施設の指定管理者の指定について （熊谷市立こども館）	こども課	３０
第１２５号	公の施設の指定管理者の指定について （熊谷市子育て支援・保健拠点施設）	こども課	３１
第１２６号	大里広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び大里広域市町村圏組合の規約変更について	企画課	３２
第１２７号	市道路線の認定について	管理課	３４
第１２８号	市道路線の廃止について	管理課	３６
第１２９号	事業契約の締結について （新熊谷学校給食センター整備事業）	教育総務課	３８

議案第１０２号

専決処分の承認を求めることについて

令和７年度熊谷市一般会計補正予算（第４号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和７年１１月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

専決処分書

令和７年度熊谷市一般会計補正予算（第４号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和７年９月３０日

熊谷市長　小　林　哲　也

令和７年度熊谷市一般会計補正予算（第４号）

令和７年度熊谷市の一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２４，３４４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８１，３６５，１４３千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和７年９月３０日

埼玉県熊谷市長　小　林　哲　也

第 1 表　　歳入歳出予算補正

歳　　入　　単位　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰越金		1,096,688	24,344	1,121,032
	1 繰越金	1,096,688	24,344	1,121,032
歳入合計		81,340,799	24,344	81,365,143

歳　　出

単位　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		8,246,008	24,344	8,270,352
	4 選挙費	240,036	24,344	264,380
歳出合計		81,340,799	24,344	81,365,143

1　総　括

歳　入　歳　出　補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

（歳　　入）　　単位　　千円

款	補正前の額	補正額	計
20　繰越金	1,096,688	24,344	1,121,032
歳　　入　　合　　計	81,340,799	24,344	81,365,143

（歳　　出）　　単位　千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2　総務費	8,246,008	24,344	8,270,352	0	0	0	24,344
歳　出　合　計	81,340,799	24,344	81,365,143	0	0	0	24,344

2　歳　入

第 20款 繰越金　　24,344

第　1項 繰越金　　24,344

単位　千円

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　額	
1 繰越金	1,096,688	24,344	1,121,032	1 繰越金	24,344	前年度繰越金　24,344
計	1,096,688	24,344	1,121,032			

3　歳　出

第　2款 総務費　　24,344

第　4項 選挙費　　24,344

単位　千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業名	節区分	説明	
				特定財源			一般財源				
				国県支出金	地方債	その他					
5 熊谷市議会議員補欠選挙費	0	24,344	24,344	0	0	0	24,344	○ 熊谷市議会議員補欠選挙事業	1 報酬	報酬	122
									3 職員手当等	時間外勤務手当	518
									8 旅費	費用弁償	6
									10 需用費	消耗品費	957
										印刷費	2,120
										食糧費	19
									12 委託料	委託料	13,280
									13 使用料及び賃借料	使用料	310
									18 負担金、補助及び交付金	負担金	7,012
計	240,036	24,344	264,380	0	0	0	24,344				

議案第１０３号

専決処分の承認を求めることについて

訴えの提起について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和７年１１月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

専決処分書

訴えの提起について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和７年１０月１４日

熊谷市長　小　林　哲　也

訴えの提起について

市は、差押債権取立請求事件に関し、次のとおり訴えを提起し、又は和解する。

１　相手方

２　事件名　差押債権取立請求事件

３　事件の内容及び請求の趣旨

市は、上記の者に対し、市税等の滞納者に係る業務請負報酬を差し押さえたが、長期にわたり不履行となり、市の再三にわたる支払の催告にもかかわらず、これを支払わないので、当該業務請負報酬に係る金銭の支払を請求するものである。

４　事件に関する取扱い

⑴　訴訟において上記請求が認容されないときは、上訴するものとする。

⑵　上記の者から業務請負報酬に係る金銭を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれるときは、和解するものとする。

議案第１０９号

熊谷市行政組織条例の一部を改正する条例

熊谷市行政組織条例（平成１７年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第１条福祉部の項の次に次の１項を加える。

こども健康部

第２条市民部の項第８号を削り、同条福祉部の項第１号中「及び生活保護」を削り、同項中第４号から第６号までを削り、第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　生活保護に関すること。

第２条福祉部の項の次に次の１項を加える。

こども健康部

⑴　児童、母子及び父子の福祉に関すること。

⑵　青少年の育成保護に関すること。

⑶　保健予防に関すること。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

令和７年１１月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

少子化対策及び子育て支援の一層の推進を図るため、こども健康部を設置するとともに、市民部及び福祉部の分掌事務を改めたいので、この案を提出するものであります。

議案第１１０号

熊谷市入学準備金貸付条例の一部を改正する条例

熊谷市入学準備金貸付条例（平成１７年条例第９９号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「６箇月」を「６か月」に、「規則の」を「規則で」に、「により、」を「により」に改め、同項の表中「専門課程」の次に「又は専攻科」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第５条第１項の規定は、この条例の施行の日以後に貸し付ける入学準備金の区分について適用し、同日前に貸し付ける入学準備金の区分については、なお従前の例による。

令和７年１１月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「学校教育法」の一部改正に伴い、入学準備金の貸付金の区分に専修学校の専攻科を追加したいので、この案を提出するものであります。

議案第１１１号

熊谷市育英資金貸付に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市育英資金貸付に関する条例（平成１７年条例第１００号）の一部を次のように改正する。

第４条第３号中「生徒」を「学生」に改め、同条第５号中「専修学校専門課程」の次に「又は専攻科」を加え、「生徒」を「学生」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第４条の規定は、この条例の施行の日以後に貸与する育英資金について適用し、同日前に貸与する育英資金については、なお従前の例による。

令和７年１１月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「学校教育法」の一部改正に伴い、育英資金の貸与の区分に専修学校の専攻科を追加したいので、この案を提出するものであります。

議案第１１２号

熊谷市立文化センター条例の一部を改正する条例

熊谷市立文化センター条例（平成１７年条例第１０５号）の一部を次のように改正する。

別表第３を次のように改める。

別表第３（第８条関係）

プラネタリウム館使用料

区分	金額
小学生・中学生	１人１回につき　１００円
上記以外の者（小学校就学前の者を除く。）	１人１回につき　２００円

備考　小学校就学前の者は、無料とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表第３の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和７年１１月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

プラネタリウム館の使用料の額を改定したいので、この案を提出するものであります。

議案第１１３号

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第１７条第２項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１２条又は第１３条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和７年１１月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴

い、利用乳幼児に対する健康診断の実施基準の緩和を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第１１４号

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成２７年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊谷市特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例

第１条中「特定地域型保育事業」の次に「及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に基づく一時預かり事業」を加え、「又は扶養義務者」を「、扶養義務者又は保護者」に改める。

第２条中「法」の次に「及び児童福祉法」を加える。

第３条の見出しを「(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額)」に改め、同条に次の１項を加える。

４　第２項の規定にかかわらず、教育・保育給付認定子どもの属する世帯のうち２人以上が同時に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する場合その他の規則で定める場合における第１項第１号から第３号までの額は、規則で定める。

第４条を次のように改める。

（一時預かり事業の利用者負担額）

第４条　熊谷市立保育所において実施する一時預かり事業を利用した乳幼児の保護者は、その都度、別表第３に定める額を市長に支払わなければならない。

第５条中「第３条第１項各号」の次に「及び前条」を加える。

別表第１中「(昭和２２年法律第１６４号)」を削る。

別表第２の次に次の１表を加える。

別表第３（第４条関係）

区分	利用者負担	
	満３歳未満	満３歳以上
１日利用	１人１日につき　３，０００円	１人１日につき　２，５００円
時間利用	１人１時間につき　７００円	

備考

１　「１日利用」とは、市長が別に定める利用時間の全てを利用する場合をいう。

２　「時間利用」における利用時間については、１時間未満の端数があるときは、その端数を１時間として計算する。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

令和７年１１月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立保育所における一時預かり事業の利用に係る乳幼児の保護者が負担すべき費用について、必要な事項を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第１１５号

熊谷市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和元年条例第３３号）の一部を次のように改正する。

別表中「、准看護師及び歯科衛生士」を「及び准看護師」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行前において改正前の熊谷市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により支給すべき事由の生じた歯科衛生士に対する報酬、費用弁償、給料及び手当の支給については、なお従前の例による。

令和７年１１月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

会計年度任用職員の職種の区分の見直しを行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第１１６号

工事請負契約の締結についての変更について

工事請負契約の締結について（令和６年議決第３８号・令和６年一部変更議決第１２１号・令和７年一部変更議決第６２号）の一部を次のように変更することについて、議決を求める。

「４　契　約　金　額　　５，００１，３２６，７１５円」を

「４　契　約　金　額　　５，２０３，６１８，７５８円」に変更する。

令和７年１１月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業建設工事に係る請負契約の金額を増額したいので、この案を提出するものであります。

議案第１１７号

工事請負契約の締結についての変更について

工事請負契約の締結について（令和６年議決第１２０号）の一部を次のように変更することについて、議決を求める。

「４　契　約　金　額　　２４７，８３０，０００円」を

「４　契　約　金　額　　２６７，７３２，３００円」に変更する。

令和７年１１月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

準用河川新星川改修工事に係る請負契約の金額を増額したいので、この案を提出するものであります。

議案第１１８号

工事請負契約の締結についての変更について

工事請負契約の締結について（令和７年議決第６１号・令和７年一部変更議決第１０２号）の一部を次のように変更することについて、議決を求める。

「４　契　約　金　額　　３８７，９７０，０００円」を

「４　契　約　金　額　　３９５，６７０，０００円」に変更する。

令和７年１１月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立佐谷田小学校教室棟改修建築工事に係る請負契約の金額を増額したいので、この案を提出するものであります。

議案第１１９号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

熊谷市立健康スポーツセンター

２　指定管理者となる団体

さいたま市北区吉野町二丁目２８２番地３

くまがや健康づくりパートナーズ

代表団体　さいたま市北区吉野町二丁目２８２番地３

株式会社　埼玉新聞社

代表取締役　関　根　正　昌

構成団体　東京都中央区日本橋堀留町二丁目１番１号

シンコースポーツ株式会社

代表取締役　石　崎　健　太

構成団体　羽生市中央四丁目１０番３６号

株式会社　スポーツフィールド

代表取締役　大　石　真　隆

３　指定の期間

令和８年４月１日から令和１１年３月３１日まで

令和７年１１月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立健康スポーツセンターの指定管理者を指定したいので、この案を提出するものであります。

議案第１２０号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

熊谷市立老人憩の家吉岡荘

２　指定管理者となる団体

熊谷市江南中央一丁目１番地

公益社団法人　熊谷市シルバー人材センター

理事長　藤　原　　清

３　指定の期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

令和７年１１月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立老人憩の家吉岡荘の指定管理者を指定したいので、この案を提出するものであります。

議案第１２１号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

熊谷市立障害福祉会館

２　指定管理者となる団体

熊谷市宮町二丁目６５番地

特定非営利活動法人　熊谷市身体障害者福祉会

代表理事　大　木　啓　生

３　指定の期間

令和８年４月１日から令和１１年３月３１日まで

令和７年１１月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立障害福祉会館の指定管理者を指定したいので、この案を提出するものであります。

議案第１２２号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

熊谷市立商工会館

２　指定管理者となる団体

熊谷市江南中央一丁目１番地

公益社団法人　熊谷市シルバー人材センター

理事長　藤　原　　清

３　指定の期間

令和８年４月１日から令和１０年３月３１日まで

令和７年１１月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立商工会館の指定管理者を指定したいので、この案を提出するものであります。

議案第１２３号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

江南総合公園

２　指定管理者となる団体

熊谷市大麻生８２４番地１

特定非営利活動法人　グリーンアップ熊谷

理事長　髙　橋　哲　男

３　指定の期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

令和７年１１月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

江南総合公園の指定管理者を指定したいので、この案を提出するものであります。

議案第１２４号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

熊谷市立こども館

２　指定管理者となる団体

熊谷市江南中央二丁目１７番１号

熊谷子育て支援・保健拠点施設株式会社

代表取締役　平　出　和　也

３　指定の期間

令和８年４月１日から令和２３年３月３１日まで

令和７年１１月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市立こども館の指定管理者を指定したいので、この案を提出するものであります。

議案第１２５号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

熊谷市子育て支援・保健拠点施設

２　指定管理者となる団体

熊谷市江南中央二丁目１７番１号

熊谷子育て支援・保健拠点施設株式会社

代表取締役　平　出　和　也

３　指定の期間

令和８年４月１日から令和２３年３月３１日まで

令和７年１１月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市子育て支援・保健拠点施設の指定管理者を指定したいので、この案を提出するものであります。

議案第１２６号

大里広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び大里広域市町村圏組合の規約変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、大里広域市町村圏組合において共同処理する事務のうち、令和８年４月１日からごみ焼却施設の建設に関することを廃止するとともに、大里広域市町村圏組合規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

令和７年１１月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

大里広域市町村圏組合の解散に向けてごみ焼却施設の建設に関する事務を組合市町に承継させるため、同組合において共同処理する事務の一部を変更すること及び大里広域市町村圏組合規約を変更することについて協議したいので、この案を提出するものであります。

別紙

大里広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約

大里広域市町村圏組合規約（昭和四十七年埼玉県指令地第千七百八十一号）の一部を次のように変更する。

第三条第一号中「建設及び」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この規約は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規約の施行の日前に、変更前の第三条第一号の規定により共同処理されたごみ焼却施設の建設に関する事務（同日前に交付された循環型社会形成推進交付金に関する事務に限る。）については、なお従前の例による。

議案第１２７号

市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、別紙記載の路線を市道路線として認定することについて、議決を求める。

令和７年１１月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

開発行為に伴い本市に帰属された道路等を市道路線として認定したいので、この案を提出するものであります。

別紙

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
1	市道　20628　号線	下奈良字中妻西６２１番４地先	
		下奈良字中妻西６２５番５地先	
2	市道　50883　号線	上之字宿裏６８８番１地先	
		上之字宿裏７００番２地先	
3	市道　江南4419　号線	千代字北方５８５番１地先	
		千代字北方５８９番７地先	

議案第１２８号

市道路線の廃止について

道路法(昭和２７年法律第１８０号)第１０条第３項の規定により、別紙記載の市道路線を廃止することについて、議決を求める。

令和７年１１月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

道路用地の売払いのため、市道路線を廃止したいので、この案を提出するものであります。

別紙

整理番号	路線名	起点 終点	重要な経過地
1	市道 妻沼3120 号線	弥藤吾字砂場２４５８番地先 弥藤吾字芝川２４５６番地先	
2	市道 妻沼4122 号線	西野字出口１０８番地先 西野字出口１００番１地先	
3	市道 妻沼4123 号線	西野字腰巻７９番２地先 西野字腰巻９９番地先	
4	市道 妻沼4124 号線	西野字道祖神２２１番地先 西野字道祖神２３１番１地先	
5	市道 妻沼4125 号線	西野字道祖神２３１番１地先 西野字道祖神２３１番１地先	
6	市道 妻沼4126 号線	西野字道祖神２１５番２地先 西野字道祖神２２６番地先	

議案第１２９号

事業契約の締結について

次のとおり事業契約を締結することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第１２条の規定により、議決を求める。

１　名　　称　　新熊谷学校給食センター整備事業

２　場　　所　　熊谷市原島地内ほか

３　概　　要　　⑴　設計

⑵　建設

⑶　維持管理

⑷　運営

４　契約金額　　１８，１９０，４３１，２８２円

５　契約の相手方　　熊谷市石原１１９４番地

株式会社　熊谷学校給食サービス

代表取締役　嶋　田　達　哉

６　契約期間　　契約締結の日から令和２５年７月３１日まで

令和７年１１月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

新熊谷学校給食センター整備事業の事業契約を締結したいので、この案を提出するものであります。